

指定候補文化財調書

- 1 名称及び員数 豊臣秀吉禁制 1 通
- 2 文化財の種類 有形文化財(古文書)
- 3 所在地 厚木市下川入 1 3 6 6 - 4 あつぎ郷土博物館(寄託)
- 4 所有者の所在地及び名称 厚木市東町 7 番 9 号
溝呂木 一三
- 5 構造・法量 紙本墨書 折紙 縦 4 7 センチメートル
横 6 5 センチメートル
- 6 所 見

本資料は、東町の溝呂木家に伝わる豊臣秀吉の朱印状であり、天正 1 8 年(1 5 9 0) 4 月に「相模国大中郡あつぎ」宛てに発給された禁制文書である。現在はあつぎ郷土博物館に寄託されている。

文意は秀吉が配下の軍勢に対し、兵士による住民への乱暴や狼藉、放火、住民への不当な行いを固く禁止し、もしも、これに違反する者がいたら、直ちに厳罰に処すというものであり、文末の天正 1 8 年 4 月の年紀の下に秀吉の朱印が押される。

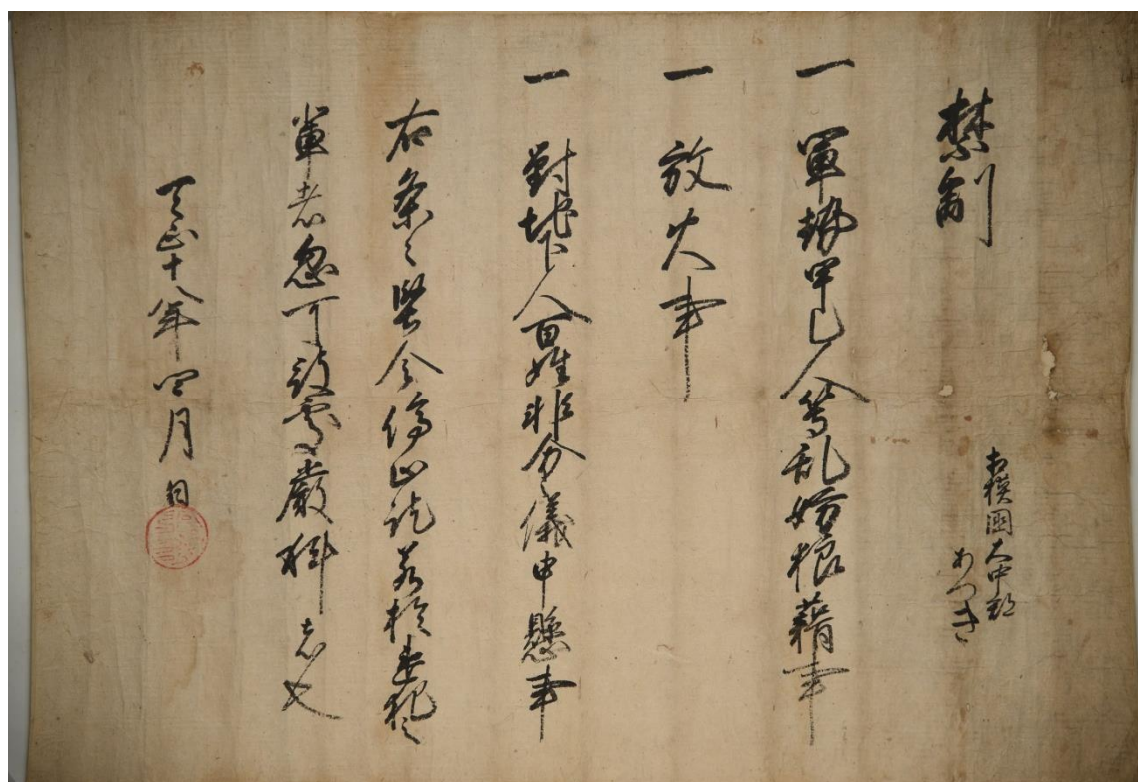
厚木市域において豊臣秀吉が発給した禁制は、これまでに 7 点が確認されているが、現在市内に所在するのは、本資料及び上落合長徳寺所蔵の 2 点のみである。

天正 1 8 年 4 月の時点で、豊臣秀吉は小田原城の北条氏を攻略中であり、既に厚木地域においても秀吉軍の勢力が及んでいたことが推定される。厚木地域の人々は禁制の発給を受け、秀吉軍の乱暴や略奪から逃れ、安全を保障してもらったものと考えられる。

本資料は、市内に残る豊臣秀吉禁制の原本であり、厚木宛てに発給されたものとして、地域の歴史を考える上で価値が高く、極めて貴重な資料であると思われる。

【参考文献】

厚木市 1989 『厚木市史』 中世資料編



禁制

相模國大中郡
あつぎ

一 軍勢甲乙人等 亂妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓 非分儀申懸事

右條々 堅令停止訖 若於違犯之

輩者 忽可被處嚴科者也

天正十八年四月日



禁制

相模國大中郡
あつぎ

一 軍勢甲乙人等 亂妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓 非分之儀申懸事

右條々 堅令停止訖 若於違犯之

輩者 忽可被處嚴科者也

天正十八年四月 日〇(秀吉朱印)